

新幹線新駅周辺地区商業地域土地利用促進協議会 まちづくり協定

はじめに

新幹線新駅周辺地区の商業地域(以下「商業地域」という。)は、新幹線新駅を中心とした広域交通結節点として、上越地域はもとより北信越地域の新たな玄関口として重要な役割を担う地域です。このまちに住まい、事業活動を営もうとする私たちは、新幹線新駅周辺地区の土地利用方針及び地区計画の趣旨に則り、よりよいまちづくりを進めていくためのルールとしてこの協定を定め、遵守していきます。

(目的)

第1条 この協定は、新幹線新駅周辺地区商業地域土地利用促進協議会(以下「協議会」という。)の会員が、協定の区域内でのまちづくりを進めるに当たり、当該区域について、広域的な拠点としての機能を向上させながら、にぎわいのある質の高い新都市空間を形成するとともに、良好な生活環境を保全・形成していくことを目的とします。

(協定の区域)

第2条 この協定が対象とする区域(以下「協定区域」という。)は、協議会の対象地域と同様、新幹線新駅周辺地区地区計画におけるA及びB地区(商業用途区域)とします。

(質の高い新都市空間を形成するための配慮)

第3条 会員は、質の高い新都市空間を形成するため、協定区域内で建築、その他土地利用を行う場合は、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

(1) 植栽による緑豊かなまちなみの形成

① 田園景観、遺跡公園、山並み展望と調和したまちなみを形成するため、敷地内には、積極的に植栽を行うものとします。

② 植栽を行う場合の樹種には、公共施設との連続性や調和に配慮し、サクラ(サトザクラ)を含めるものとします。

(2) 環境負荷の軽減への貢献

環境負荷の軽減に貢献していくため、建築物等を建築する際は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を積極的に行うものとします。

(良好な生活環境を保全・形成するための配慮)

第4条 会員は、良好な生活環境を保全・形成するため、協定区域内では、次に掲げる用途に供する建築物等を建築しないよう努めるものとします。

(1) 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす施設

(2) 射幸心をそそる怖れのある遊戯施設

(協定の運用)

第5条 この協定を適正に運用するために必要な事項は、協議会において決定するものとします。

(協定の変更・廃止)

第6条 この協定の内容を変更または廃止する場合は、協議会での議決によるものとします。

(附則)

この協定は、平成24年4月1日から施行します。